

日本西洋史学会第29回大会

発 表 要 旨

昭和54年 5 月 12 日・13 日

関 西 学 院 大 学

大会プログラム

第一日 昭和54年5月12日(土) 関西学院大学

理事会 12:00~13:30 池内記念館

受付開始 13:00 第四別館ピロティ

公開講演 14:00~16:30 第四別館101教室

総会・懇親会 17:30~19:30 宝塚ホテル

(阪急・今津線「宝塚南口」駅前)

(宝塚ホテルへは公開講演終了後バスでご案内します)

第二日 昭和54年5月13日(日) 関西学院大学

部会別研究発表 10:00~16:30 第四別館

第1部会 AV 403教室

第2部会 AV 402教室

第3部会 202教室

第4部会 101教室

第一日 公開講演 5月12日(土) 第四別館 101教室

1. 弓削 達(東京大学) “ubi solitudinem faciunt, ……”
14:00~15:00
2. 越智 武臣(京都大学) 近代ヨーロッパの形成と世界史叙述
15:10~16:10

第二日 部会別研究発表 5月13日(日) 第四別館

第1部会 AV 403教室

1. 桑原 洋(駒沢大学) ミケーネと東西ヨーロッパ
10:00~10:40 —錫の供給源と琥珀の道—
2. 川瀬 豊子(大阪大学) ハカーマニッシュ朝初期における小家畜管理
10:45~11:25
3. 中井 義明(同志社大学) スパルタと僭主
11:30~12:10 —スパルタの反僭主政策について—
4. 中村 純(東京大学) 紀元前411年のアテナイ政変とアルキビアデス
13:30~14:10
5. 延藤十九雄(夢野台高校) デイオクレティアヌス帝のキリスト教徒迫害
14:15~14:55 —迫害政策への転換をめぐって—
6. 後藤 篤子(東京大学) シドニウス=アポリナリスにおけるRomanismについて
15:00~15:40 —Clermont攻囲戦後を中心に—

第2部会 AV 402教室

1. 丹下 栄(早稲田大学) 西欧中世初期における地域経済の一側面
10:00~10:40
2. 服部 良久(天理大学) 中世下オーストリアにおけるMarktの成立について
10:45~11:25
3. 富沢 霊岸(関西大学) 11・2世紀イングランドにおける教会と国家
11:30~12:10
4. 松田 高史(九州大学) 《Pagus Laticensis》の解体とChâtillon-sur-Seine
13:30~14:10 の《pôté》
—ブルゴーニュ侯ユーグ3世のDomaine解明に寄せて—
5. 赤阪 俊一(関西学院大学) 1396年ケルンにおける市民闘争とガッフェル体制
14:15~14:55
6. 鈴木 利章(神戸大学) 中世英国における大学と社会と社会動態
15:00~15:40

第3部会 202教室

1. 碓井 謙二 ドイツ農民戦争について
10:00~10:40 —特にランケ所説管見—
2. 清水 祐司(慶応大学) エリザベス朝の治安判事団について
10:45~11:25 —現在の研究状況—
3. 川島 昭夫(神戸市外大) 設立期のロンドン王立協会
11:30~12:10
4. 山本 通(神奈川大学) クェーカー派の経済倫理と経済活動
13:30~14:10
5. 川北 稔(大阪大学) イギリス産業革命の一起源としての「生活革命」
14:15~14:55
6. 植田 俊郎(神戸学院大学) 共和国第二年の非キリスト教化運動
15:00~15:40
7. 藤澤 房俊(早稲田大学) ナポリにおけるジャコバン主義運動
15:45~16:25

第4部会 101教室

1. 大西 健夫(早稲田大学) Restauration期のプロイセン改革研究
10:00~10:40
2. 國本 哲男(大阪大学) ギリシア独立戦争とデカプリスト
10:45~11:25 —ペステリを中心に—
3. 古賀 秀男(山口大学) Anti-Parliament運動とチャーティズム
11:30~12:10
4. 高川 雅史(立教大学) ジェファソンの民衆像
13:30~14:10
5. 根無 喜一(関西学院大学) シベリア出兵前史におけるイギリスの出兵論説
14:15~14:55 —1918年初頭を中心に—
6. 塩崎 弘明(純心女子短大) 「太平洋戦争への道」と英米関係
15:00~15:40 —W. Wisemanの「役割」について—

※第一日の公開講演をお聞きもらしの方々のために、翌13日、第四別館AV 401
教室において、VTRによる録画をお目にかける予定にしております。

公開講演

1. “ubi solitudinem faciunt, ……”

東京大学 弓削 達

このタキトゥス『アグリコラ』の一部(30, 4)は、近現代史の中で「帝国主義」や強国の侵略が問題になったときに、しばしば想起され、引用された。この一節に象徴されているような古代世界におけるローマ批判を手がかりに、「ローマの平和」の本質を考え、現代世界のあるべき平和の構造についても示唆を与えられたい。

2. 近代ヨーロッパの形成と世界史叙述

京 都 大 学 越 智 武 臣

日頃われわれが手にする世界史教科書のページをめくるとき、そこに一つの特徴というか、それも非常に奇妙な特徴のあることに気付いた人は多いと思う。それらがふつう、古代・中世・近代（最近では現代がこれにつけ加わる）という、いわゆる歴史の三時代区分法（現代史を含めれば四時代区分法）を踏襲していることはまあよいとして、問題は各時代の扱い方、もっといえば、その切り出し方である。いま、われわれの共通の関心事である西洋史、いわゆるヨーロッパ史についていえば、まず古代史において、ギリシアに始まるヨーロッパ史に接するまでには、われわれは古代オリエント史に割かれた数葉のページを繰らねばならぬ。中世史はどうか。概ねゲルマンの移動から書き始められるにしても、その背後にはアジア諸族の動静が点描されることによって、われわれの視圏は遥かユーラシアの彼方にまで拡がる。現代史はいわずもがな、その枕に非ヨーロッパ世界の叙述がある。ただ、近代ヨーロッパ史のみ、ルネサンス・宗教改革・地理上の発見等々と、叙述はヨーロッパの内側から始まる。恰も近代ヨーロッパだけは自前で自己を形成したかのように。明らかにここには放置されたままになっている歴史的思惟の陥穽があるやに思われる。われわれはすでに近代を遠く来た。いまこの時点に立って、とくにいわゆる「近代ヨーロッパの形成」は、世界史叙述のなかにどう定位さすべきか。以下はそのモノローグにすぎぬ。

ただ、何分にも永年の西欧アカデミズムのルーチンはこのような構想の転換には多大の障害となる。しかし、従来のワクに捕われず、もっと広くユーラシア史の一環として近代ヨーロッパの形成を顧みることは、とくにこのさい必要ではないか。この点が一つ。第二には、そういう観点に立てば、従来自律的・自生的なものとしてのみ説かれてきた近代初頭の諸運動は、どういう光を呈するか。第三には新世界出現の旧世界に与えた意味である。無論、ことがことだけに、大雑把な問題提起におわるであろうことを、予め諒せられたい。

部会別研究発表

第 1 部会

1. ミケーネと東西ヨーロッパ ——錫の供給源と琥珀の道——

駒 沢 大 学 桑 原 洋

技術は東方から西漸したという古典学説に対して、西欧の自立的発展が近年強調されて来たが、C14年代の年輪法的修正自体が歴史年代に照して訂正されている。中間のミケーネはむしろ北方からの原料の輸入で勃興し、その途絶により衰退したと思われる。

新石器時代末に併用された銅器と異なり、青銅器時代を規定した錫の供給源について、昨年末のミケーネセミナーでもコーンウォールが最有力候補とされているが、ウェセックス文化との関係を示す史料を再検討すると、恒常的な貿易は実証されない。むしろボヘミアの錫が花崗岩中に熱水で生成したから利用不可能であったとする自然科学的な異説を反批判し、バルト海産の琥珀が示す東欧経由の交易路が歴史的には蓋然的であると提言したい。

時間が許せば、ミケーネの対外交易の発展段階を区別して、国際関係の変化を展望してみたい。

2. ハカーマニッシュ朝初期における小家畜管理

大 阪 大 学 川 瀬 豊 子

本報告では、ペルセポリス出土のエラム語経済文書を手がかりに従来とりあげられることの少なかったイランの基本的な生業形態である家畜飼養の問題を、特に羊、山羊の小家畜 (UDU.NITÁ) 管理という側面から考察してみたい。

前 539年バビロン征服によって古代オリエントの新しい支配者としての地位を獲得したハカーマニッシュ朝 (アカイメネス朝) は、第3代ダーラヤウ1世 (ダレイオス1世、在位522-486B.C.) の治世に帝国の統治行政機構の整備に着手した。

従来のハカーマニッシュ朝史研究ではもっぱら古代ペルシヤ語による王碑文と古典古代の史料が主要な対象であったが、近年われわれは、あらたにハカーマニッシュ朝内部からの「報告」を利用できるようになった。とりわけ本報告でとりあげた城砦文書は数量的にも内容的にも他史料を凌駕する。これらは物資の支給、収納、輸送、交換、貯蔵に係るダーラヤウ1世の第13-28年 (509-494B.C.) の王室経済の管理文書で、1967年にR. T. ハロックによって2087点が *Persepolis Fortification Tablets* として公開された。

一般にイラン高原の自然環境は農業生産を阻止する傾向にあるが、特に城砦文書の主要管轄地域であり、ハカーマニッシュ朝発祥の地とされるファールス地方はザグロス山脈を控えた良好牧野の分布する地域である。それゆえ当該地域の家畜管理の実態を解明することはハカーマニッシュ朝の基本的性格を理解するうえで重要であると思われる。

なおUDU.NITÁに関するものとして「城砦文書」中より93点、「城砦文書」には未収録ではあるがすでにG.G. キャメロンによって発表されていたFort. 6764の計94点を分析の対象として抽出した。

3. スパルタと僭主

——スパルタの反僭主政策について——

同志社大学 中井義明

一般に前6世紀後半のスパルタは反僭主の立場からギリシア各地の僭主政を打ち倒したとされている。その論拠はヘロドトスが伝えるキロンのヒッポクラテスへの忠告(Hdt. I, 59), サモスの僭主ポリュクラテスに対する遠征(Hdt. III, 39; 54-56), アテナイの僭主ヒッピ阿斯追放(Hdt. V, 63-65)などの逸話, 多くの僭主がスパルタによって倒されたとするトゥキュディデスやアリストテレスの指摘(Thuc. I, 18; Arist. Pol. 1312b), 前2世紀のパピルスの一断片やプルタルコスが挙げる僭主のリスト(Ryl. P. 18; Plut. Mor. 859D), そして僭主嫌いの評判(Plut. Mor. 859C)などである。

しかしパピルスやプルタルコスのリストには信憑性に問題があるし, アテナイの僭主に対するスパルタの政策には一貫性がなく, ペイシストラトス家の人々はスパルタの友人であった(Hdt. V, 63; 90; 91; Arist. Ath. Pol. 19, 4)し, ヒッピ阿斯追放も度重なるデルポイの説得の結果であったし, 後にはヒッピアスの復活の画策すら行っている(Hdt. V, 91)。

これらの諸事実は反僭主がスパルタの国是であったとする一般的見解に疑問を投げかけるものである。論者の惑る人々はリストの一部の誤りを認め, その修正を試みている。又, リーヒーの様に反僭主政策そのものを否定する論者もいる。

発表では前6世紀後半におけるスパルタ外交の一側面として反僭主政策を中心に論を進める予定である。

A. Andrewes, *The Greek Tyrants*, 1956, p. 143.

H. Berve, *Die Tyrannis bei den Griechen*, 1967, S. 36-37.

W. G. Forrest, *History of Sparta*, 1968, pp. 79-82.

G. L. Huxley, *Early Sparta*, 1962, p. 75.

D. M. Leahy, 'The Dating of the Orthagorid Dynasty,' *Historia* 17 (1968), p. 23.

4. 紀元前411年のアテナイ政変とアルキビアデス

東京大学 中村 純

紀元前411年、アテナイに、いわゆる「400人支配」と呼ばれる「寡頭派」政権が樹立された。当時、アテナイの艦隊はサモスに集結していたが、本国での政変を知ったアテナイ人将兵達は、この「寡頭派」政権の支持を拒否し、民主制の存続を主張して本国と対立した。そして、わずか数ヶ月の後に、「400人支配」は内部分裂により崩壊し、新たに「穏健派」の主導権による「5000人の国制」なる体制が発足した。しかし、この体制も一年を待たずして瓦解し、翌410年夏には、再び民主制が復活した。

この事件については、クロノロジーの問題、「400人支配」、「5000人の国制」の実態如何の問題等、不明の点が多く、様々に議論されてきた。前面に表れた国制変革の動きばかりではなく、当時のアテナイの財政の逼迫、ペルシアとの関係、アルキビアデスをめぐる国内諸勢力の対立抗争といった背後の事情にも注意が向けられてきている。アルキビアデスの軍事、外交面での卓越した能力をどう評価し、あるいは、それにどう対応するかという問題は、確かに、当時のアテナイの諸政治家達にとって、国制変革の問題と並んで大きな問題であったことであろう。アルキビアデスにとってみれば、追放者の身でありながら、政局の要とも言うべき重要な位置を与えられたことになる。アテナイの政治指導者のひとりとして、アルキビアデスは、この局面に、どのような姿勢をもって臨んだのであろうか。この点について、いささかの問題を考察することを通して、ペロポネソス戦争末期のアテナイの政治史解明への予備的一考察としたいと思う。

5. デイオクレティアヌス帝のキリスト教徒迫害

——迫害政策への転換をめぐって——

夢野台高等学校 延藤十九雄

デイオクレティアヌス帝は即位(284年)以来キリスト教徒に対して寛容ないし黙認政策をとり続けていた。それを裏書きするかの如く、当時の教会史家もその繁栄の有様を力強く描いている。しかるに何故彼は303年になってはじめてキリスト教徒に対して迫害に転じたのであろうか。同時代の教会史家であるラクタンティウスは、デイオクレティアヌスは終始寛容を続けていたが、ペルシア戦争後副帝ガレリウスがその勝利の余勢をかって正帝デイオクレティアヌスに迫害を強制したのでであると述べている。この説はほぼグレゴワール、モロウらによって受け継がれている。しかしデイオクレティアヌスはローマ帝国復興に意欲を燃やし、その精神的支柱をローマの神々—特にユピテルとヘラクレス—に求め、ローマの神々とその祭儀を尊崇し、人々を古代の法と慣習へ復帰させようとしたことから、自分たちの神をたて、ローマの神々の祭儀を拒否するキリスト教徒に対して彼が寛容であったとは考えられない。これは295年の結婚勅令と297年のマニ教徒勅令等の考察を通して明らかである。それではキリスト教徒に対して潜在的に敵対的であった彼が、何故彼らを黙認し続けたのであろうか。これを考察する時、やはりデイオクレティアヌスの統治上の問題、特に防衛問題とのかかわりを念頭に置かねばならない。というのは、フォークトの言う宗教心Religiositätが直ちにキリスト教徒迫害を導いたとは考えられないからである。私はデイオクレティアヌスの四分統治(テトラルキー)の宗教的理念に立脚しながら、それが實際上キリスト教徒に対していかなる形で現われていったかを、迫害の前段階である宮廷での腸ト事件と302年～303年の冬の宮廷における諮問会議に焦点をあわせて考察してゆきたいと思う。迫害へと傾斜していくデイオクレティアヌスの政治姿勢を通して4世紀初頭におけるローマ帝国のキリスト教徒に対する態度を明らかにしてゆきたい。

6. シドニウス＝アポリナーリスにおける Romanism について
——Clermont 攻囲戦後を中心に——

東京大学 後藤篤子

5世紀後半のガリア、それは古代ローマ世界から初期中世ゲルマン社会への漸次的移行の舞台であった。では、当時に生きた人々は自分たちの時代をどう捉えていたのだろうか。とりわけ、大土地を所有し帝国官職、ラテン的教養を独占して支配者層として存在していたセナトル貴族層は、如何なる理念にその行動を規定され、如何なる転生の道を辿り、ひいてはこの過渡期にあつて如何なる歴史的役割を担ったのか。

これらの事を考えるに際し注目されるのは、その詩歌集・書簡集を通じて、当該時期のガリア貴族社会について貴重な史料を提供してくれている C. Sollius (Modestus) Apollinaris Sidonius (c. 430/32–480/90年) の存在である。彼はLyonの名門セナトルの家柄に生まれ、西帝Avitusの女婿として帝国政界に進出、後にClermont司教となつて、ローマ帝国属州ガリアの最後の対ゲルマン抵抗戦、所謂Clermont攻囲戦(471–475年)を指導した人物である。彼の作品からは、この過渡期にあつて様々な転生の道を模索するセナトル貴族たちの姿を窺い知ることができるが、本発表では先ず作者Sidonius自身の理念—そのRomanismの抽出を試みたい。

その際、彼の帝国官職貴族期の理念については、彼が Avitus, Maiorianus, Anthemius の各皇帝に捧げた頌詩が貴重な手掛かりを与えてくれているが、本発表ではこの点に関してはSidoniusの書簡を援用しつつ簡単に概観・整理するにとどめ、主として司教となつて後のSidoniusのRomanism、特に、Auvergne割譲という帝国側の一方的裏切りという形で終結したClermont攻囲戦を経て、それが如何なる変化を蒙ったのかという点について考察してみたい。

第 2 部 会

1. 西欧中世初期における地域経済の一側面

早稲田大学 丹 下 栄

西欧中世初期に対する関心は、近年とみに高まっているように思われる。社会経済史の領域でも、さまざまな業績が公にされているが、そこで注目されるのは、生産、流通を不可分一体のものとして捉え、都市的部分と農村との相互関係を重視しようとする傾向であろう。すなわち、中世初期においても、農業生産物をはじめとする生活必需品の恒常的な流通は、当時の経済活動のなかで無視しえない比重を占め、しかもそこには有力領主層が深く係っていたと考えられるのである。しかしながら、生産、流通の両者を視野のうちに収めた経済活動の全体像を描く作業は、史料的制約もあって、まだ始まったばかりというのが現状である。

この報告は、ポリプティク——所領明細帳——を主な材料として、カロリング期ロワール・ライン間地域の経済活動について若干の展望を得ようとする試みである。この史料は現在までのところ、領主制の構造を解明する材料として、その史料的価値を高く評価されてきたが、経済活動の実際について伝えるところは必ずしも多くない。しかしポリプティクの断片的な記述らも、各々の所領は閉鎖的自給自足経済のなかにあったのではなく、むしろ物資や人の移動は生活のなかで欠かせぬものとなっていた様相が、おぼろげながら浮んでくるようである。そして当時の有力領主層が、都市的部分にもその拠点を持っていたとしばしば想像させるような記述も、ポリプティクのなかには含まれている。

ここでは以上のような点を土台として、経済活動の実際が、社会構造のなかのどのような層によって担われていたかという観点を保ちつつ、生産と流通との有機的な結びつきを探りたいと思う。

2. 中世下オーストリアにおけるMarktの成立について

天理大学 服部 良久

報告者はかつて下オーストリアにおける都市の成立を鳥瞰した結果、辺境領という軍事的性格上、都市はまず9、10世紀以降の帝国ブルクを出発点とし、このブルクと結合した政治的、経済的高権領域Burgbezirkの中心としての諸機能によって12・3世紀に完全な意味での都市へと発展していったことを確認した（拙稿「中世下オーストリアにおける都市の成立について」天理大学学報 第112号）。しかし強くブルクの機能と理念に貫かれたこれらの都市の成立も、他方で集村化現象、とりわけ11世紀以降における、規則的プランを示す集村Angerdorfの普及の如き、集落史的発展に規定された現象であった。

都市の成立を集村化や所領構造の変質と関わらせて考察することの必要性が提唱されてすでに久しい。下オーストリアにおいてかかる試みをなさんとする場合、まずMarktに視点を定めるのが生産的である。1800年頃には約200を数えた当地方のMarktは、都市のBurgbezirkの如き大規模な高権領域こそもたなかったが、個々のヘルシャフト、或いはグルントヘルシャフトと、より密接な関わりをもつパトリモニアルな市場集落であったといえる。それだけにその成立と発展の中には、都市以上に、農村社会の発展とこれに対応した領主の所領経営の変化の具体的相が看取されうるものと思われる。以上の見地より本報告ではとりあえず自治ゲマインデとしての側面は捨象し、ひとつの集落としてのMarktが下オーストリアの農村社会から如何にして成立し、また如何なる機能を有したのか、という観点からのみ考察を試みる。また幾つかのUrbarを基本史料としたため、個々のMarktについてその全体を捉えることは至難であり、さらに、Urbarへの記載時期とMarktとしての成立時期の隔たりも大きい、などの諸制約のために、本報告はなお試論の域を出ぬものである。

3. 11・2世紀イングランドにおける教会と国家

関西大学 富沢 霊岸

ローマ帝国の崩壊から10世紀ごろまでの初期中世ともよばれる時期について、J. M. Wallace-Hadrillは、その時期の始まりはきわめて曖昧であったという。すなわちローマ帝国も曖昧に崩壊し、キリスト教も曖昧に成立したと。ローマ教皇庁を中心とした教会ハイアラーキーは未だ出来上っておらず、各地域の慣行、異教的伝統と密着したキリスト教布教の前史があったことが強調されている。われわれは、そうした前史の上に、8世紀Bonifaceの組織的な布教、9世紀の偽Isidore文書、10世紀のCluny改革を考え、11世紀のGregorius改革において、ローマを頂点とするキリスト教教会組織が確立してくるという見通しを立てることも出来よう。

ところでその時期におけるイングランド教会はどうであったか。7・8世紀にはローマとの関係はただ心情的なものにすぎなかったといわれる。Offa王(757-796)時代からローマ教会の傘下に入ったといえる節もあるが、9・10世紀に、ただキリスト教信仰の熱にうかされて、とくに南イギリスにおいて財政的見通しのつかない司教区の濫造があり、その後修正しなければならなくなった事態は、心情的にはともかく、なおイングランドにキリスト教が組織的に定着していなかったことを物語る事態であるといえよう。

その点で注目されるのは、征服後における助祭長管区制archdeaconryの確立である。イギリスの司教区はこうした助祭長管区制の確立を通じて初めて組織的に確立され、また具体的に教会裁判権を行使してゆく助祭長職権の発展を通じて初めて教会裁判権と俗界裁判権との区別が進行していったと考えられるからである。11・2世紀における助祭長管区制の発展を中心に教会組織の発展を考えてみたいが、11・2世紀はまたイングランドの国政的発展もみられる時期でもあった。

4. 《Pagus Laticensis》の解体とChâtillon-sur-Seineの《pôté》

—ブルゴーニュ侯ユーグ3世のDomaine解明に寄せて—

九州大学 松田高史

9世紀末にいち早く領邦(duché-principat; principauté territoriale)が形成されたブルゴーニュは、10—11世紀の《pagusの解体現象》や11世紀初頭の「ブルゴーニュ継承・征服戦争」を通じて周辺諸伯領が離脱した結果、11世紀の第3四半世紀までに、侯(duc)の支配が及ぶ範囲《duché》は極度に限定された。この《duché》の内部には、教会・修道院の大所有があり、城領主層(seigneurs châtelains)も自己のdomaineの拡大に努めていたので、《duché》内部の所有は分散・錯綜していた。

この状況の中で、ブルゴーニュ侯がその権力と権威を確立しようとする場合、必要な財源は、その相当部分をdomaine ducalによらなければならない。したがって、domaine ducalの拡大は、第一義的には政策上の課題であり、自己の城を中心に、その周辺に展開するdomaineを集中することにあつた。侯は、これらを自己のprévôts等を介して《pôté》(potestas)に結集し、管理しようとしたのである。

ユーグ3世(Hugues III, 1162/1165—1192)は、1168年にChâtillon-sur-Seineの《pôté》を新たに創設したが、この《pôté》は、以後《duché》の最北部の軍事的・経済的拠点となった。しかしChâtillon-sur-Seineは、その時までラングル司教の所有、ないしmouvanceであつたから、この《pôté》のdomaine ducal編入は、ラングル司教に対する政策から解明されねばならない。そもそもChâtillon-sur-Seineはかつてラソワ(Lassois)のpagus(pagus Laticensis)に属していたから、問題は、このpagus解体の過程にさかのぼって問われねばならない。

本報告では、1. 当pagusの解体に際して、シャンパーニュ伯・ヌヴェール＝トネール伯・ラングル司教及びブルゴーニュ侯が、各々に獲得した取分を明示し、2. 特にブルゴーニュ侯の取分について、それが《pôté》に編成される過程を分析し、3. 以上の考察を通して、ユーグ3世がそのdomaine政策を展開する際に、Châtillon-sur-Seineの《pôté》が果たした役割を明らかにしたい。

5. 1396年ケルンにおける市民闘争とガッフェル体制

関西学院大学 赤 阪 俊 一

14・5世紀のドイツ諸都市では、広範な都市住民層を巻き込んだ騒擾が頻発していた。この騒擾は「ツunft闘争」あるいは「ツunft革命」という名で呼ばれ、ツunft市民が新たな民主的体制をもとめて起こした反都市貴族闘争であったと理解されてきた。しかし、1959年Erich Maschkeが従来の「ツunft闘争」論を実証的に批判し、この闘争において指導的役割を果たしたのはツunft手工業者というよりもむしろ商人であったと指摘して以来、「ツunft闘争」研究は新たな段階に入った。

1960年にはWernigerodeに東ドイツの都市研究者が集まり、「中世における都市民衆運動」について議論が重ねられた。ここで「ツunft闘争」は「都市民衆運動」として位置づけられ、「ツunft闘争」という呼称すら否定する研究者もあらわれた。たとえばKarl Czokは、この闘争が主として市民によって担われたという観点から、それを市民闘争Bürgerkämpfeと呼ぶべきだと主張し、Konrad Fritzeは下層大衆Plebejerを重視して、市内抗争innerstädtische Auseinandersetzungenと呼ぶ。

本発表はこのような学説史的整理をおこなったうえで、視点をケルンに定め、19世紀のLeonard Ennen以来「無血革命」とまで呼ばれてきた1396年闘争を考察しようとするものである。その際問題としたいのは、闘争そのものの諸局面ではなく、多くの研究者によってツunft民主体制とされてきたガッフェルGaffel体制であり、ここではこのガッフェル体制を規定している同盟文書Verbundbriefの分析から、ガッフェル体制とそれ以前のケルン市制度との関連を探ろうとする。さらに96年闘争を境とする市の指導層の変質が問われなければならないが、これは96年以降の参事会員とそれ以前の大小参事会員、シェッフエン、リッヘルツェッヘとの比較分析を通じて明らかにされるであろう。

6. 中世英国における大学と社会と社会動態

神戸大学 鈴木利章

中世大学史の研究は、新しい方向に進みつつある。従来の中世大学史は、大学の制度の輪郭を確定すべく、その制度史的研究を軸とし、対都市関係とからめた大学の自治、学生の生活、教科研究内容などを研究する段階から、大学を社会の中に位置づけ、大学が社会に対しはたした役割を明らかにすべく、大学生個人々の伝記を、たとえわずかであっても集め、それを総合的・統計的にあつかうプロソグラフィカルな研究の方向に進みつつある。F. M. Powicke, *Ways of Medieval Life and Thought* (1949) 所収の講演 *The Medieval University in Church and Society* (1943) をひとつの契機とし、W. Ullmannの諸論著、L. Stone(ed.), *University in Society* (1970) ; A. B. Cobban, *Medieval Universities* (1975) ; G. F. Lytle, *Oxford Students and English Society: c.1300—c.1510* (Ph. D. Dissertation to Princeton Univ., 1975) ; T. H. Aston, “Oxford’s Medieval Alumni,” *Past and Present*, No. 74 (1977) などは、この方向へ研究を推し進めたものとして重要であろう。同様の研究方向は、テューダ大学史に関してもみられ (J. H. Hexter, M. Curtis, J. Simon, L. Stone, H. Kearney, J. K. McConicaなど)、大学史研究のひとつの方向を示している。本報告も、この線にそった研究である。幸い、英国中世大学史に関しては、A. B. Emden, *A Biographical Register of the University of Oxford to A. D. 1500*, 3 vols. (1957-9) ; Do., *A Biographical Register of the University of Oxford, A. D. 1501 to 1540* (1974) ; Do., *A Biographical Register of the University of Cambridge to 1500* (1973) ; D. E. R. Watt, *A Biographical Dictionary of Scottish Graduates to A. D. 1410* (1977) が出版されており、本報告では、これらを材料にして、中世英国における大学生の出身階層 (これを示す材料はきわめてわずかであるが) や卒業後の就職先などを統計的に処理し、英国中世社会における大学の位置、また social ladder としての大学を通しての社会動態のあり方にも言及したいと思う。

第 3 部会

1. ドイツ農民戦争について ——特にランケ所説管見——

碓 井 謙 二

1) ランケはその「近代史諸時期について」に於て、ルッターの農民一揆に対する態度にふれている。この一揆はドイツの一切の既成事物を破壊せんと脅威していた。それは聖像の破棄だけでなかった。トーマス・ミュンツァーは諸侯をすべて斬殺し、一つの全く新しい世界を建設しようとした。ルッターはこの農民一揆に加わろうとしなかった。身の危険をかえりみず、ウィッテンベルグに赴き、八日間にわたって、この暴動を反撃した。ルッターがこの運動に追隨していたならば、彼及び彼の教説はともに滅び去っていたであろうと論じている。

2) 上記の事情をさらに彼の有名なドイツの宗教改革史によって、もっと詳細にみ、ランケ史学について多少考察しようとするのが小論の目的とするものである。この改革史は彼の著作中最も名著とされるものである。ベルリン大学で彼の教えをうけた、ヤコブ・ブルックハルトはその友人の官吏のプレンに送った手紙に教皇史と共に傑作として述べている。

3) この時代の概説として有名なエルトン教授の宗教改革ヨーロッパ (1517~1559) がある。そのはしがきで、宗教改革を宗教と神学の運動——政治、経済、社会の中での——をこの書物の課題とすると述べている。またエルトン氏は新ケンブリッジ近世史の宗教改革編の序説に色々述べている。

4) ランケの改革史は大體政治と宗教の出来事を軸として明快に叙述している。特に農民戦争の項目で、公けの秩序は二つの要素に依存して維持される。一つは支配権の確固たる形成、二つには世論は一般にこの形成に賛意を表することであると前提している。しかもこの前提は精細な考察に基づく。ランケ史学は政治史であると概括しても良いとは的はずれたものではない。農民の要請12条などは巧妙に解説している。

2. エリザベス朝の治安判事団について

——現在の研究状況——

慶応大学 清水 祐 司

エリザベス朝の治安判事に関して、その制度面については、既にかなり良く知られるに至っております。けれども、治安判事団については、十分に具体的検討がなされないまま、さまざまな点について安易に一般化が行なわれてきたように見受けられます。従って、私はエリザベス朝の治安判事団に関するこれまでの見解を整理・検討し、今後解明されるべき点を明らかにしたいと思います。

いわゆる絶対王政について建前と実態の乖離が強調される今日、政策遂行の任に当たった治安判事団の解明は、エリザベス治世期における統治の実態を知る上でも何らかの示唆を与えてくれるであります。

3. 設立期のロンドン王立協会

神戸市立外国語大学 川島 昭夫

科学革命期の西洋の科学的活動のセンターは、16世紀のイタリアから17世紀のイギリスへと移行した。とくに17世紀後半のイギリスは、ロバート・ボイル、ロバート・フック、ジョン・ウォリス、アイザック・ニュートン、ジョン・レイ、エドモンド・ハリーら有数の数学者、自然科学者を輩出した。彼らは例外なくロンドン王立協会（正式には、自然知識増進のためのロンドン王立協会）に結集し、そこを活動の舞台とした。

王立協会が国王チャールズ2世の勅許状を得たのは1662年であるが、組織そのものはすでに1660年に結成されており、独自の活動をその時に開始している。さらに類似の活動は内乱時代の1640年代にさかのぼるといわれる。この協会起源に関しては、すでに多くの言及がなされているが、どの時点、どの集団に起源をもとめるかは、協会の性格規定にかかわる問題である。報告者は、従来の研究にみられる単一の母体に起源をもとめ、それに協会の性格を代表させる態度をさけたいと思う。

そのためには、母体的集団から協会がひきついだものと、協会に独自のものを、広く文化史・社会史的文脈の中で判別せねばならない。本報告では、1663年に執筆が開始されたトマス・スプラットの「王立協会史」(1667)、協会の記録を編集したトマス・バーチの「王立協会史」(1756)を用い、設立前後の協会の活動と環境を検討することによって前記の課題に答え、協会がピューリタニズム、バイコニアニズムを指導理念としたとする従来の支配的理解に再検討を加えたい。

4. クェーカー派の経済倫理と経済活動

神奈川大学 山本 通

イギリスの産業革命において非国教徒の企業家たちが大きな役割を果たしたことは、よく知られた事実である。とくにクェーカー派の企業家たちの活動は、製鉄業界や銀行業界において顕著であった。総人口のうちでごくわずかな比率を占めるにすぎないクェーカー教徒の中から多くの成功した企業家が生まれた原因が、何よりもまず、彼等に特有な経済倫理や教団の組織のあり方に求められることは、まず異論の余地のないところであろう。

ところで、興隆期(1652-1660)におけるクェーカー運動はむしろ、きわめてラディカルな社会改革を志向する革命的神秘主義者の運動であった。この時期のクェーカー派には経済倫理と呼び得るものはなく、また教会組織は不定形のものであった。教会組織が形成され、指導者たちによって信徒たちの日常生活のあり方に関する教えが説かれはじめるのは、王政復古期の大迫害の下においてである。

我々は、大迫害という状況のもとで「世俗内化」の過程を歩みはじめたクェーカーリズムにおける職業倫理の生成と展開を跡づけ、さらに、教団の組織の内部でおこなわれた、個々の信徒の日常生活に関する勧告や規制や援助のあり方を明らかにすることを通じて、十八世紀におけるクェーカー派の企業者活動の基礎となったものを、探りたいと思う。

[参考文献]

- W.C. Braithwaite, *The Second Period of Quakerism*, London, 1919.
Isabel Grubb, *Quakerism and Industry before 1800*, London, 1930.
Arthur Raistrick, *Quakers in Science and Industry*, London, 1950.
R.B. Schlatter, *The Social Ideas of Religious Leaders, 1660-1688*, London, 1940.
The Works of George Fox, 8 vols., 1831, vol., 4 and 7.
A Selection from the Christian Advices issued by the Yearly Meeting of the Society of Friends, held in London, second edition, London, 1813.
その他。

5. イギリス産業革命の一起源としての「生活革命」

大阪大学 川北 稔

世界で最初の工業化が18世紀のイギリスで始動したのはなぜか。産業革命ないし工業化の定義が多様であるのに応じて、この問題への接近方法にも多様なものがある。しかし、産業革命を基本的に「生産の革命」としてとらえ、したがって、生産の革命的变化を可能にした要因を求めるといのが、わが国での一般的傾向であるということもできよう。この場合でも、いわゆる生産関係の変化を重視する立場と、成長経済史学のような、生産力の上昇や産業構成の変化に「革命」をみる立場とが区別しえようが、いずれにせよ、生産が問題になっているかぎり、そこで問われているのは資本蓄積の程度や形態であり、生産技術の変化でしかない。

しかし、産業革命は、他方では、「需要」ないし「消費」の革命でもあったこと、多言を要すまい。産業革命およびその前史について、輸出需要を軽視し、内需の成長に決定的な意味を与えながら、「生活水準」の低下を主張するような従来の通説には、明らかに矛盾がある。17・8世紀のイギリスでは、商業革命や農業上の変化、都市の発達に関連して、消費生活の習慣が一変した。家族や共同体のあり方もしだいに変化する。産業革命の一起源として需要の拡大を措定し、なかでも国内需要の成長に大きな意味を与えるとすれば、たんなる人口動態や成人男子の賃金率の変化だけではなく、このような生活形態そのものの変化が問われなければならない。

以上のような観点から、本報告では、17・8世紀にイギリス民衆の消費生活を一変させ、消費行為そのものの社会的意味をも変化させたと思われる諸要因を大ざっぱに検討する。

6. 共和国第二年の非キリスト教化運動

神戸学院大学 植田俊郎

フランス革命に関する宗教史研究は、かつては議会史的視点の政治史に還元されたり、カトリックをめぐるイデオロギー論争に帰着する傾向が強かった。しかし民衆運動研究、社会史研究の発展によって、宗教史研究はその方法論、その対象とも大きく変わろうとしており、その結果宗教史研究は、宗教固有の領域のみならず、宗教問題から政治問題への逆照射、さらに心性 *mentalité* の領域にまで拡大されつつある。この点に関して1793年秋から冬にかけての非キリスト教化運動は、その運動形態、その動機および結果において根本的な問題を提示するものであり、再考察を要すと考えられる。

本報告は、Michel Vovelle, Bernard Plongeron 等の非キリスト教化運動に関する最近の研究動向を紹介しつつ、次の2点を中心に問題点を整理し、今後の研究の指針を求めんとするものである。

1. 非キリスト教化運動と民衆運動。非キリスト教化運動は、従来多かれ少なかれ「上から」課され、民衆がそれに従った運動とされていたが、民衆運動史研究によって当時再編成期にあった民衆の諸組織に依拠した民衆の戦闘分子 *militants* のこの運動でのイニシアチヴが確認された。したがって、非キリスト教化運動を通じて民衆運動と革命政府の関係、さらにこの当時の民衆運動固有の政治的社会的諸問題を検討してみたい。

2. 長期波動 *longue durée* としての世俗化 *laïcisation* と共和国第二年の非キリスト教化運動。社会史研究によって18世紀中葉以降漸次進行中の世俗化の諸状況が明確にされてきたが、他方非キリスト教化運動に対する一般民衆の態度は積極的参加から無関心・敵対に至るまで多様であった。このことは、世俗化さらに集団心性の変動における非キリスト教化運動の意味を問題提起するものである。非キリスト教化運動における戦闘分子の動機・企図、一般民衆の反応を中心に、この問題を探ってみたい。

7. ナポリにおけるジャコバン主義運動

早稲田大学 藤澤房俊

いわゆるイタリアのジャコバン主義運動は、リソルジメント運動起源論争ともかかわるリソルジメント史における重要な研究テーマの一つである。

その運動は、イタリアのそれぞれの地域の歴史的・経済的・政治的枠組の中で、さまざまな形態をとりながら発展をみた。

この報告でとりあげるナポリの場合、その運動は、1790—92年ごろからフリーメーソンの組織を通じて貴族・ブルジョアジーの中に浸透し、啓蒙的思想家による改革運動からの決定的な訣別を印したといわれる1794年の陰謀事件に続くパルテノペーア共和国(1799年1月—6月)の成立・崩壊という経過の中に見ることができる。

ブルジョアジーによる反封建闘争といわれるこのナポリの運動には、その他の地域よりも貴族の参加が著しく(A. Gramsci)、啓蒙的改革の失敗の結果、その改革の推進者がジャコバン主義運動に移行した(S. J. Woolf)といった特徴が見られる。

この報告では、イタリアにおける研究をふまえて、ナポリにおけるいわゆるジャコバン主義の問題点を明らかにしたい。

[主な文献]

- D. Cantimori, *Utopisti e riformatori italiani, 1794—1847, Ricerche storiche*, Firenze, 1943.
- B. Croce, *La Rivoluzione Napoletana del 1799, Biografie-Racconti-Ricerche*, Bari, 1953 (1896).
- ID., *Storia del Regno di Napoli*, Bari, 1965 (1925).
- V. Cuoco, *Saggio storico sulla Rivoluzione Napoletana del 1799*, (a cura di P. Villani), Bari, 1976 (1806).
- I giornali giacobini italiani* (a cura di R. De Felice), Milano, 1962.
- Giacobini italiani*, vol. I (a cura di D. Cantimori), vol. II (a cura di R. De Felice), Bari, 1956—1964.
- M. Rossi, *Nuova luce risultante dai veri fatti avvenuti in Napoli pochi anni prima del 1799*, Firenze, 1890.

第 4 部 会

1. Restauration期のプロイセン改革研究

早稲田大学 大西健夫

「プロイセン改革」期研究は、ドイツ史学会および我が国西洋史学界においてその蓄積が最も大きな分野の一つである。シュタイン＝ハルデンベルクの改革と綜括して表現されている諸改革は多岐にわたり、軍事制度、政治機構、教育制度、財政制度、地方自治制度などの諸改革から農奴解放、営業の自由といわば国家及び社会体制の全般的改革に及んでいる。これら諸改革の直接の起爆剤となったのは対ナポレオン戦争での敗退であるが、改革への潮流ははるか以前に遡るのであり、いわゆる「初期改革」があったからこそ、イエナでの敗戦後の数年間に従前のプロイセン国家体制を根底から否定するかの如き諸改革が「上から」遂行され得たのである。

しかし、諸改革を結びつける根本理念を実現する仕事はヨーロッパの政治秩序が回復したウィーン会議以降に残されたのである。シュタインのプロイセン政府への復帰が望めなかった以上、プロイセン改革の最後の仕上げを託されたのはハルデンベルクであり、改革派の人々の期待がハルデンベルクに集まったのは当然といえよう。解放戦争の成功はプロイセンをしてナポレオン支配と賠償支払いという難関を突破させたが、解放戦争を通じて全国民的熱狂の対象となった国民の国政への参加、即ち、それが限られた範囲であれ、国政へ国民の意志を反映させる機構をいかに実現するかという問題が内政上の最大の課題となった。国民代表者会議招集がウィーン会議以降のプロイセン内政の焦点となるにつれて国内での諸勢力、対外関係など複雑な絡み合いをみせはじめる。しかし、逆にいうならば、この時期のプロイセン内政の動向を追求することは、常にその基本路線の信憑性に疑問が投げかけられてきたハルデンベルクの改革理念の真意がどこにあったのか、ハルデンベルクと改革派の人々との訣別はなにゆえに、又、いかにして起ったのかの条件を解明するとともに、「プロイセン改革」結着の過程を明らかにすることになるのである。

2. ギリシア独立戦争とデカブリスト

——ペステリを中心に——

大阪大学 國本 哲 男

1821年3月にイプシランティスに率いられたフィリケ・ヘタイレイアの一軍が、ギリシアの独立を目指してロシア領ベッサラビアからトルコ領モルダヴィアに侵入した時、彼らは1799年のイオニア七島共和国の独立を実現させたロシアは今回も援助してくれるものと期待していた。しかし神聖同盟の盟主アレクサンドル1世は、メッテルニヒに押されて援助を拒否した。クリミア併合(1783)、とくに1812年以後の南部開発にともなう海峡経由の農産物輸出の増加、中・近東への綿製品輸出の増加に基いてロシアの貴族の南方(東方問題)への関心は強く、国益とギリシア正教徒解放の立場から世論はギリシア支持に傾いていた。

事件発生以来4カ月間に3回、西南国境担当の第2軍からベッサラビアに派遣されたペステリ中佐は、モルダヴィアの状況、ヘタイレイアの運動、ワラキアのウラヂミレスクの農民反乱について詳細・的確な報告を送り、即時介入を進言した。それは公的なものである限り、ギリシア正教徒の保護とロシアの国益を前面に押し出してはいるが、デカブリストとしての彼の狙いは次の点にあった——ギリシア援助を目的とするロシアとトルコの戦争は、ロシアのバルカン進出を恐れるオーストリアや他国との衝突をまねき、そのため神聖同盟が崩壊して、1820年以来スペインその他で高まっていた革命の波が全ヨーロッパに広まり、やがてロシアの革命をもたらす。

ペステリはこの派遣中に『ギリシア王国』なるメモを残している。それはアメリカ合衆国に以てバルカン連邦国家を想定するもので、民族自決の原則はまだ十分貫かれてはいないが、やがてそれは「ヨーロッパでは議会制の導入、アジアでは啓蒙」の援助を目的とする、革命後のロシアの対外政策へと発展していく。

3. Anti-Parliament運動とチャーティズム

山口大学 古賀秀男

成人男子普通選挙など6項目からなる人民憲章 (People's Charter) の制定を旨としたチャーティスト運動において、チャーティストが追求した運動形態の基本は、議会＝庶民院への請願であり、それを成功に導くため、彼らは代表大会 (コンヴェンション) を開催し、請願署名を集め、請願と並行して各地で同時集会和デモを行なうという、ほぼ一貫して立憲的な手段に訴えた。もちろんその要求が拒否 (否決) された場合、国民休日 (National Holiday)、武装、納税拒否、銀行預金総引出しなどの体制秩序に直接対決しようとする過激な戦術も、とくに初期においては左派だけでなく多数のチャーティストの考慮に入っていたが、基本は議会請願であった。とするならば、チャーティストは既存の国制 (立憲議会体制) を前提とみなしていたのか、それとも現国制を否定する革命の変革を意図していたのか。

近年この問題に新たな照明を与えたパーシネン (T. M. Parssinen) は、18世紀末以来の急進主義運動の中で生まれた現議会に対決しそれにとって代るAnti-Parliament (反議会＝真の立憲的な国 [人] 民代表) の主張、すなわち暴力・流血によらずに現国制の否定に連なる革命的主張が、チャーティスト請願の際のコンヴェンション運動の中で再び現われたことを明みに出した。しかしこのAnti-Parliamentのもつ小ブルジョワ急進主義的性格とチャーティズムとの関連、ならびに1848年以後のその展開が考慮されていないため、全体としてチャーティズムにおけるAnti-Parliament運動の性格と意味はなお明らかではない。

本報告は、1839年のコンヴェンションから1840年代のナショナル・コンヴェンションをへて1854年の労働議会 (Labour Parliament) に至るチャーティズムの展開過程において、現議会に対決しそれに代る人民によるAnti-Parliamentの主張から現議会に対するもう一つの労働者の議会へ、という展開・変質を確かめ、それが「革命」の成功の展望如何および階級社会の形成・定着過程と深くかかわっていることなどに注目しつつ、Anti-Parliament運動の性格と意味を考えてみたい。

4. ジェファソンの民衆像

立教大学 島川 雅史

ジェファソンは、生前に選んだ自らの墓碑銘の冒頭に「独立宣言の起草者」と刻ませ、「アメリカ人の心情」の表明者として、歴史に名を残すことを望んだ。

事実、独立宣言はアメリカ的価値観の一つの象徴となった。南北戦争に直面したリンカーンは、北部の正当性の論拠を独立宣言前文に求め、更に1863年のゲティスバーグにおいて、地下のジェファソンは「すべての人間は平等に創られているという信条に献げられた新しい国家」を樹立した人物として、彼が望んだ通りの名声を確立されることになったのである。

周知の通り、問題はリンカーンの言うように単純なものではない。既に独立革命の時代に、黒人たちは「奴隷の名は、自由の芳香のために偉大なる闘争を戦っている国の内部に、もうこれ以上聞かれるべきものとは考え難い」と、告発の声を上げているのである。事実、ジェファソン自身、自らの文言を文字通りに信じていたわけではなかった。彼は当代の“財産と教養”を代表する政治家であり、「すべての人間」の内に自然的差別が存在することを確信していた思想家でもあった。

ジェファソンは黒人に“生得的劣等性”を見出し、それを論拠として現存の奴隷制度を擁護した。インディアンに対しては、その“文明的劣等性”を指摘してインディアン文明の抹殺政策を正当化している。また白人民衆については“文化的劣等性”を理由として、その政治的影響力の削減を図った。そして、ジェファソン自身は「自然の貴族」として社会階梯の頂点にあって、自ら唱えた平等思想が実現を阻まれた第一次的な責任を各々の“劣等性”に帰していたのである。彼は、現状を維持しつつ自らの作になる新コンフォーミティ体系の中に民衆の政治力を誘導しようとしていた。

本報告は、ジェファソンの民衆像について、白人民衆の場合を中心として、その実情を確認しようとする試みである。

5. シベリア出兵前史におけるイギリスの出兵論説

——1918年初頭を中心に——

関西学院大学 根 無 喜 一

シベリア出兵史の研究は従来内外多くの先学が様々な視角からそのすぐれた研究成果を発表して来た。そのなかで古典的業績といい得るものを取り出して見ても、James Morley, Betty Unterberger, George Kennan, Richard Ullman, 小林幸男, 関寛治両氏, さらには細谷千博氏等々の精緻な論考を挙げ得るが、今ここで研究史を紹介することは差し控えたい。

本日の発表で私は、出兵がなされる年の冬、ボルシェヴィキ革命の1, 2か月後にイギリスの政府部内で、日本のシベリア出兵の問題が如何に捉えられていたかを考えて見たい。このことに関してはすでにたとえばUllmanを始めとする貴重な研究があるが、私は現在使用可能となったイギリス側の外交文書FO371/3289, CAB23/5, その他によって、いわばこれまでの研究の間隙を埋めて見たいと思う。こうした作業の性質上、新たな問題提起を意図するものではなく、それよりもオーソドックスな見解、通説的見解のミクロの次元での実証的裏付けを与えることを目標とするものである。

6. 「太平洋戦争への道」と英米関係

—W. Wisemanの「役割」について—

純心女子短期大学 塩崎 弘明

「我々の方策は一に合衆国の援助を最大限得て早急に物資なかでも船舶の補給を図ることである。そしてなによりも肝要なことは戦争に至らぬ限りでの援助というのではなく、合衆国に銃口を引かせる、それも迅速にということである。」(1941年6月13日付) これは英国の要人(多分Horace Wilson等)に送られたW. Wisemanの筆になる「The American Front」という「覚え書」の一節である。W. Wisemanという人物は1917年から19年にかけて英国の「情報部員」として活躍した人物である。Col. Houseとの緊密な「連携工作」によって「英米関係」の調整、とりわけ合衆国の大戦「参加」工作を裏面で担った人物である。大戦後彼はKuhn, Loeb社のパートナーとしてウォール・ストリートの人となった。しかし英国籍を保持し続け、英米二股生活をするが故か第一次大戦時に築いた彼の「情報世界」での「声望」は消えることがなかった。40年暮におこった「F. Wiedemannの一件」で合衆国側の官憲の取り調べを受けた際、W. Wisemanは「英国当局」と何の関わりもないと「証言」するわけだが、Morgenthau Papers中の「関係文書」によると、単に駐米大使のLothianと親しかったとか、The Union Jack Club やThe British War Relief Society,それにThe British Purchasing Commissionに力を貸したというだけでなく、実際に第一次大戦時の様な形で合衆国の「大戦参加」を目論んだ様である。「補給がそれだけ順調にいけば、必ず事が起る可能性がそれだけ強くなる」(41年7月11日のローズベルトとの会見報告)。この大統領の「真意」を「言質」として40年の暮から手を染めてきた「友人」のDroughtを表面に立てての「日本問題の処置」等を手懸けた。本発表では以上の様な経緯をWiseman Papersに依拠しながらトレースすると同時に、「太平洋戦争」前の「英米関係」を再整理し、従来の「太平洋戦争前史」に一つの「修正見解」なるものを提起してみたい。



